

全国主要7都道府県を対象とした「自治体健康診断 実態調査」
**大阪府では90.6%の自治体が
「緑内障発見につながる検査を行っていない」と回答**
調査対象の7都道府県中、最も低い検査実施率

緑内障の患者組織である緑内障フレンド・ネットワーク(代表:柿澤映子 会員数:1,800名)は、2006年8~9月、東京都に引き続き全国主要6道府県の自治体(計157市)を対象に、2005年度の健康診断に、緑内障の発見につながる検査項目(眼圧・眼底・視野検査のいずれか)が必須項目として含まれているかを把握するための実態調査を実施しました(東京都の調査は2006年3~4月に実施)。

調査対象 : 北海道、宮城県、愛知県、大阪府、広島県、福岡県の全市
有効回答 : 152市 (157市 回答率96.8%)

大阪府では90.6%の市が、緑内障発見につながる検査を必須項目として実施していない

調査の結果、大阪府の有効回答32市(33市中)の90.6%にあたる29市が、緑内障の発見につながる検査が健康診断の必須項目に「含まれていない」と回答しました。

今回の調査の有効回答152市に、東京都の調査結果47自治体(23区・24市)を加えた、計199自治体のうち、「含まれていない」と回答した自治体の割合は67.3%で、大阪府の調査結果はこれを大きく上回るものとなっており、検査の実施率としては調査対象7都道府県中、最も低い数値(9.4%)でした。

「含まれていない」理由の64.3%が“国の指針にないため”

緑内障発見につながる検査が健康診断の必須項目に「含まれていない」と回答した市に、その理由を尋ねたところ、大阪府では「国の指針にない(老人保健法の健康診断項目に含まれていない)」が最も多く64.3%でした。

回答の中には「老人保健法を基準に検査項目を設定している」というコメントが多くみられました。同法では、緑内障などの眼科疾患の発見につながる検査項目である「眼底検査」は、「医師の判断に基づき実施する」と規定されており、必須項目には含まれていません。

すべての市が、検査の導入には“厚生労働省の指導が必要”と回答

緑内障発見につながる検査が健康診断の必須項目に「含まれていない」市に、どのような機会・状況があれば導入を検討するか尋ねたところ、有効回答28市すべてが、「厚生労働省の指導」と回答しました。

緑内障は早期に発見すれば失明を未然に防ぐことができますが、そのためには健康診断や医療機関で検査を受けることが非常に重要です。今後もより多くの方の早期発見につながるよう、緑内障の啓発活動を行っていきたいと考えます。

緑内障とは

緑内障は眼球の中の圧力(眼圧)が上昇することにより視神経が損傷を受け、視野(見える範囲)が徐々に欠けていき、放置すると失明する危険性がある病気です。日本では40歳以上の20人に1人が発症しており、視覚障害(中途失明)の原因の第1位とされています。特にNTG(Normal Tension Glaucoma: 正常眼圧緑内障)は緑内障の約7割を占めていると言われ、眼圧が正常値にも関わらず視野が欠けていく緑内障のタイプです。NTGは眼圧検査だけでは発見できず、眼底検査、視野検査が診断の為に必要です。約8割から9割の患者が未受診と言われ、失明を未然に防ぐためにも、早期発見、早期治療が大変重要です。

緑内障フレンド・ネットワーク <http://www.gfnet.gr.jp/>

緑内障フレンド・ネットワークは、2000年6月1日に設立された緑内障の患者組織です。緑内障の患者、家族・身内に患者のいる人、活動に賛同する個人、団体、企業などによって構成されています。代表には、自身も緑内障で、これまでも緑内障の知識普及のために活動を続けてきた柿澤映子が就任し、緑内障の研究と治療に長年携わってきた北澤克明・日本緑内障学会 前理事長が顧問としてサポートしています。また本ネットワークは、日本緑内障学会、日本眼科医会からも支持を得ています。

これまでに、緑内障ホットラインの運営、ホームページの開設、東京都や厚生労働省への陳情、書籍の出版、会員の集い、会報の発行、患者手帳の発行、一般の方々への啓発活動等を行っています。

本リリースに関する報道機関からのお問い合わせ
緑内障フレンド・ネットワーク事務局
〒103-0027 東京都中央区日本橋 1-2-16-501
TEL:03-3272-6971 FAX:03-3272-6972
<http://www.gfnet.gr.jp> e-mail: info@gfnet.gr.jp

【参考資料】

緑内障フレンド・ネットワーク「自治体健康診断 実態調査」

調査実施日：2006年8月1日～9月1日

調査対象：北海道、宮城県、愛知県、大阪府、広島県、福岡県の全市(計157市)

有効回答：152市(回答率96.8%) + 東京都47自治体(23区・24市)^(注)

大阪府：33市中、32市回答(回答率97.0%)

実施方法：調査票を郵送し、FAXにて返信

注) 合計値は全国6道府県に、東京都の有効回答数:47を加えた計199自治体で記載しています。
東京都対象の調査は2006年3～4月に実施し、2006年5月24日にプレスリリースにて発表しております。

大阪府の推定緑内障患者数

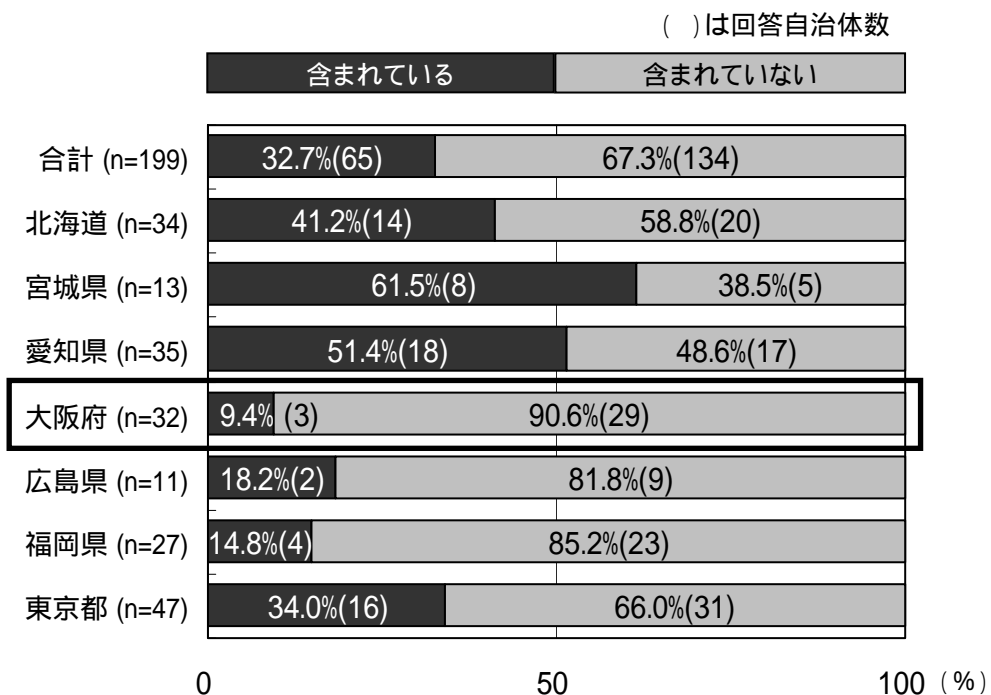
日本では40歳以上の20人に1人が緑内障を発症しており、そのうち8～9割の人がまだ治療を受けていないといわれています。

大阪府内の40歳以上の人口は4,433,616人(2006年3月31日現在)ですので、単純計算で221,681人が緑内障を発症し、そのうち177,345～199,513人が未治療のまま、日々進行していると予想されます。

総務省「平成18年住民基本台帳に基づく人口」より

90.6%の自治体が「緑内障発見につながる検査を必須項目として実施していない」と回答

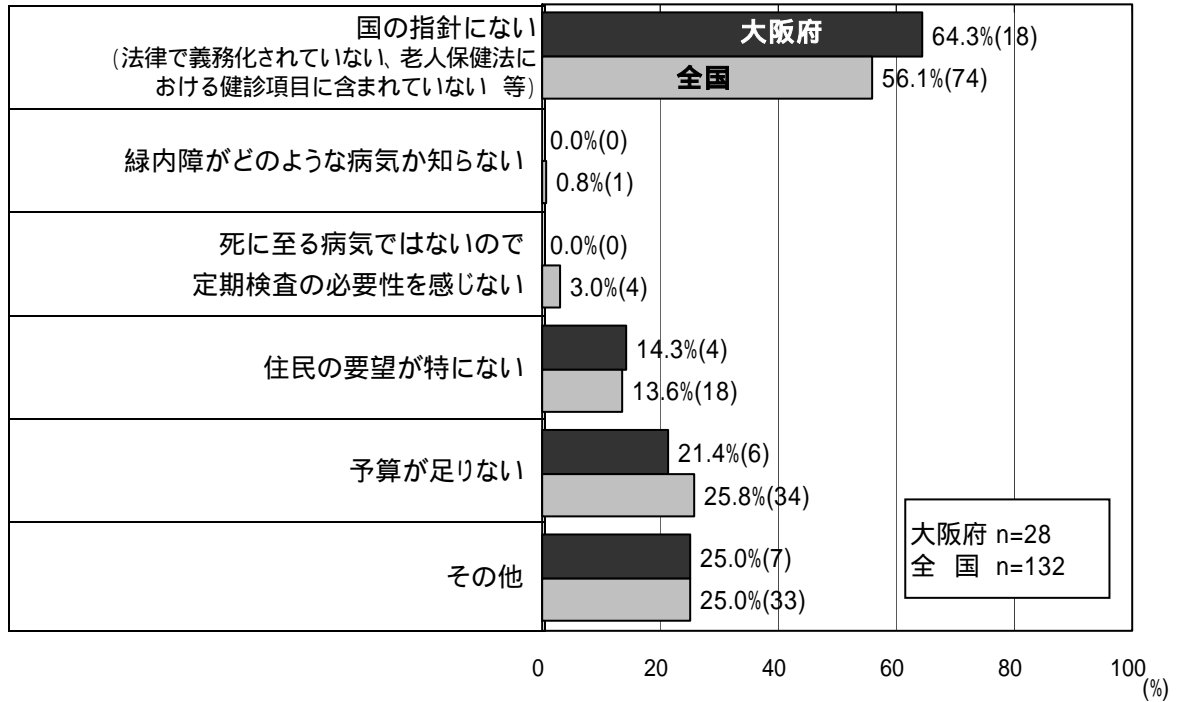
問:2005年度に提供された健康診断の項目に、緑内障の発見につながる検査項目が必須項目として含まれていますか？(SA)



実施していない理由の64.3%が「国や行政の指針にないため」

問:なぜ緑内障の検査項目が含まれていないのですか？(MA)

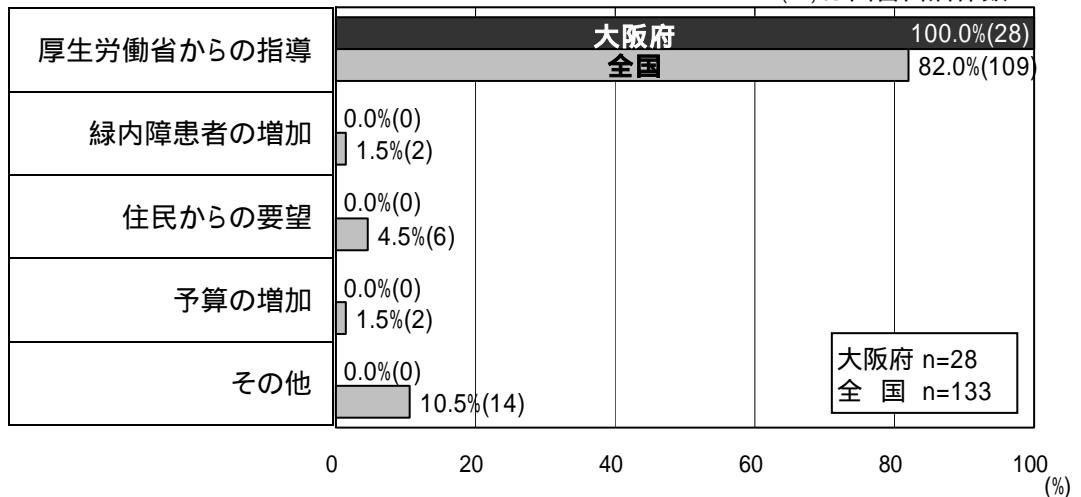
()は回答自治体数



すべての市が、検査の導入には“厚生労働省の指導”が必要と回答

問:どのような機会・状況があれば、緑内障検診の導入を検討されますか？一番重要だと思うものにをつけて下さい。(SA)

()は回答自治体数



以上